

用語の定義	
項目	増築の取扱い
条文	法第 2 条第 13 号
<p>増築とは、敷地内にある既存建築物に建築面積、床面積又は延べ面積を増加させることをいう。</p> <p>(1) 既存建築物につなげて新たに建築する場合（別図パターン 1 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(2) 既存建築物の一部を解体し、同位置に同規模、又は同規模以下の建築をする場合（別図パターン 2 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(3) 既存建築物につなげて新たに建築する場合（床面積は発生せず建築面積が発生するバルコニー・階段等）（別図パターン 3 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(4) 既存建築物の内部の床を一部解体してエレベーターを設置する場合（別図パターン 4 参照） <u>増築に非該当。</u></p> <p>(5) 既存建築物の一部を解体し、同位置に同規模を超えた建築をする場合（別図パターン 5 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(6) 既存建築物の内部のエレベーターを解体除去して床を増床する場合（別図パターン 6 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(7) 既存建築物の内部の吹抜けに床を増設する場合（別図パターン 7 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(8) 既存建築物の床面積不算入部分（開放されたバルコニー、廊下、階段等）を改修により算入部分にする場合（別図パターン 8 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(9) 既存建築物の中間に床を張る場合（別図パターン 9 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>(10) 既存建築物の内部の床を一部解体して、階段を設置する場合（別図パターン 10 参照） <u>増築に非該当。</u></p> <p>(11) 既存建築物の内部の階段を解体して、階段を新たに設置する場合（別図パターン 11 参照） <u>増築に非該当。</u></p> <p>(12) 既存建築物の内部の吹抜けにエレベーターを設置する場合（別図パターン 12 参照） <u>増築に該当。</u></p> <p>※別途、大規模の修繕、大規模の模様替に該当する場合がありますのでご注意ください。</p>	
関連通達・資料	建築基準法特別法コンメンタール